

情報提供

那医発第 526 号
令和 7 年 12 月 25 日

施設長 各位

那覇市医師会

会 長 友利 博朗

副 会 長 喜納 美津男



平素より医師会事業へのご支援ご協力賜り感謝申し上げます。
沖縄県医師会より「オンライン資格確認の導入のための医療機関・薬局への財政支援の申請期限延長について（周知依頼）」の通知が届きましたのでご案内申し上げます。別紙は当会ホームページに掲載致しますので、お手数ですがダウンロードをお願いします。

☆ 問合せ先（那覇市医師会 事務局：宮城・前泊 / 電話 098-868-7579）

.....記.....

沖医発第 1290 号

令和 7 年 12 月 25 日

地区医師会情報システム担当理事 殿

沖縄県医師会

理事 富名腰 亮

（公印省略）

オンライン資格確認の導入のための医療機関・薬局への財政支援の申請期限延長について （周知依頼）

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、日本医師会から標記通知がありましたので、ご連絡いたします。

本件は、令和 7 年度に実施されているオンライン資格確認の導入に係る医療機関・薬局への財政支援について、申請期限が延長されることとなった旨の周知依頼となります。

これまで日本医師会から通知されていた財政支援制度につき、今般、より多くの医療機関・薬局が当該支援を活用できるよう、各補助金の申請期限が、令和 8 年 1 月 31 日まで延長されることになったとのことです。

つきましては、ご多忙の折誠に恐縮に存じますが、貴会におかれましても本件についてご了知いただき、貴会会員への周知方につきご高配を賜りますようお願い申し上げます。

なお、制度の詳細につきましては、日本医師会通知及び別添資料をご参照いただきますようお願いいたします。

記

- オンライン資格確認の導入のための医療機関・薬局への財政支援の申請期限延長について（周知依頼）（令和 7 年 12 月 18 日 日医発第 1522 号（情シ）（保険））

※関係文書は文書管理システムへ掲載致します。

沖縄県医師会事務局業務 2 課：宮良

TEL：098-888-0087

FAX：098-888-0089

g2@okinawa.med.or.jp



日医発第 1522 号(情シ)(保険)
令和 7 年 12 月 18 日

都道府県医師会 担当理事 殿

公益社団法人 日本医師会
常任理事 長島 公之
(公印省略)

オンライン資格確認の導入のための医療機関・薬局への財政支援の
申請期限延長について (周知依頼)

平素より本会会務の運営に特段のご理解・ご支援を賜り厚く御礼申し上げます。

日医発第 284 号(情シ)(保険) 令和 7 年 5 月 14 日「オンライン資格確認の導入のための医療機関・薬局への財政支援について(周知依頼)」にて、令和 7 年度のオンライン資格確認に関連する医療機関への財政支援についてお知らせしましたが、今般その申請期限について延長されることが決定され、その周知依頼が厚生労働省より本会宛にまいりました。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知いただくと共に、貴会管下の郡市区等医師会ならびに会員への周知方につき、ご高配を賜りますようお願い申し上げます。

以上

【対象となる補助金(別添 1~4)と概要ページ】

- ・訪問診療等(訪問診療若しくは訪問薬剤管理指導): 別添 1

https://iryohokeniyoho.service-now.com/csm?id=kb_article_view&sysparm_article=KB0010110

- ・オンライン診療等(オンライン診療若しくはオンライン服薬指導): 別添 2

https://iryohokeniyoho.service-now.com/csm?id=kb_article_view&sysparm_article=KB0010235

- ・外来診療等(通常とは異なる動線・機器故障時等の資格確認): 別添 3

https://iryohokeniyoho.service-now.com/csm?id=kb_article_view&sysparm_article=KB0011705

- ・義務化対象外施設: 別添 4

https://iryohokeniyoho.service-now.com/csm?id=kb_article_view&sysparm_article=KB0010117

【申請期限の変更】

(変更前) 令和 8 年 1 月 15 日 → (変更後) 令和 8 年 1 月 31 日

【本件の問い合わせ先】

オンライン資格確認等コールセンター 0800-080-4583（通話無料）

月曜日～金曜日（祝日を除く）8：00～18：00

土曜日（祝日を除く）8：00～16：00

【別添資料】

- ・【事務連絡】オンライン資格確認の導入のための医療機関・薬局への財政支援の申請期限延長について（周知依頼）
- ・別添1：訪問診療等におけるオンライン資格確認
- ・別添2：オンライン診療等におけるオンライン資格確認
- ・別添3：外来診療等（通常とは異なる動線・機器故障時等）におけるオンライン資格確認（居宅同意取得型の資格確認）
- ・別添4：オンライン資格確認義務化対象外の医療機関・薬局におけるオンライン資格確認（資格確認限定型：簡素な資格確認の仕組み）

事 務 連 絡
令和 7 年 12 月 15 日

公益社団法人 日本医師会
公益社団法人 日本歯科医師会
公益社団法人 日本薬剤師会
一般社団法人 日本病院会
公益社団法人 全日本病院協会
一般社団法人 日本医療法人協会
公益社団法人 日本精神科病院協会

厚生労働省保険局医療介護連携政策課

オンライン資格確認の導入のための
医療機関・薬局への財政支援の申請期限延長について
(周知依頼)

日頃より、医療保険行政の推進にご協力いただき、厚く御礼を申し上げます。

医療機関・薬局においてオンライン資格確認が導入され、患者がマイナ保険証を利用できる環境を整えるため、訪問診療等を行う医療機関等におけるオンライン資格確認の導入のための財政支援について、「オンライン資格確認の導入のための医療機関・薬局への財政支援について」（令和 7 年 5 月 12 日付厚生労働省保険局医療介護連携政策課）にて、補助金額等の詳細お示ししていたところです。

今般、より多くの医療機関・薬局が財政支援を活用してオンライン資格確認の環境を整備できるよう、別添 1～4 の補助金の申請期限について、下記のとおり延長することといたしました。

貴会におかれましては、これらの内容についてご了知いただくとともに、貴会員に対し周知いただきますよう、特段のご配慮をお願い申し上げます。

記

1. 対象となる補助金（別添 1～4）

- ・訪問診療等（訪問診療若しくは訪問薬剤管理指導）
- ・オンライン診療等（オンライン診療若しくはオンライン服薬指導）
- ・外来診療等（通常とは異なる動線・機器故障時等の資格確認）
- ・義務化対象外施設

2. 申請期限の変更

（変更前）令和 8 年 1 月 15 日 → （変更後）令和 8 年 1 月 31 日

参考 1：訪問診療等の概要

https://iryohokenjyoho.service-now.com/csm?id=kb_article_view&sysparm_article=KB0010110

参考 2：オンライン診療等の概要

https://iryohokenjyoho.service-now.com/csm?id=kb_article_view&sysparm_article=KB0010235

参考 3：外来診療等（通常とは異なる動線・機器故障時等の資格確認）の概要

https://iryohokenjyoho.service-now.com/csm?id=kb_article_view&sysparm_article=KB0011705

参考 4：義務化対象外（紙レセプト請求等）の保険医療機関・薬局向けオンライン資格確認（資格確認限定型）の概要

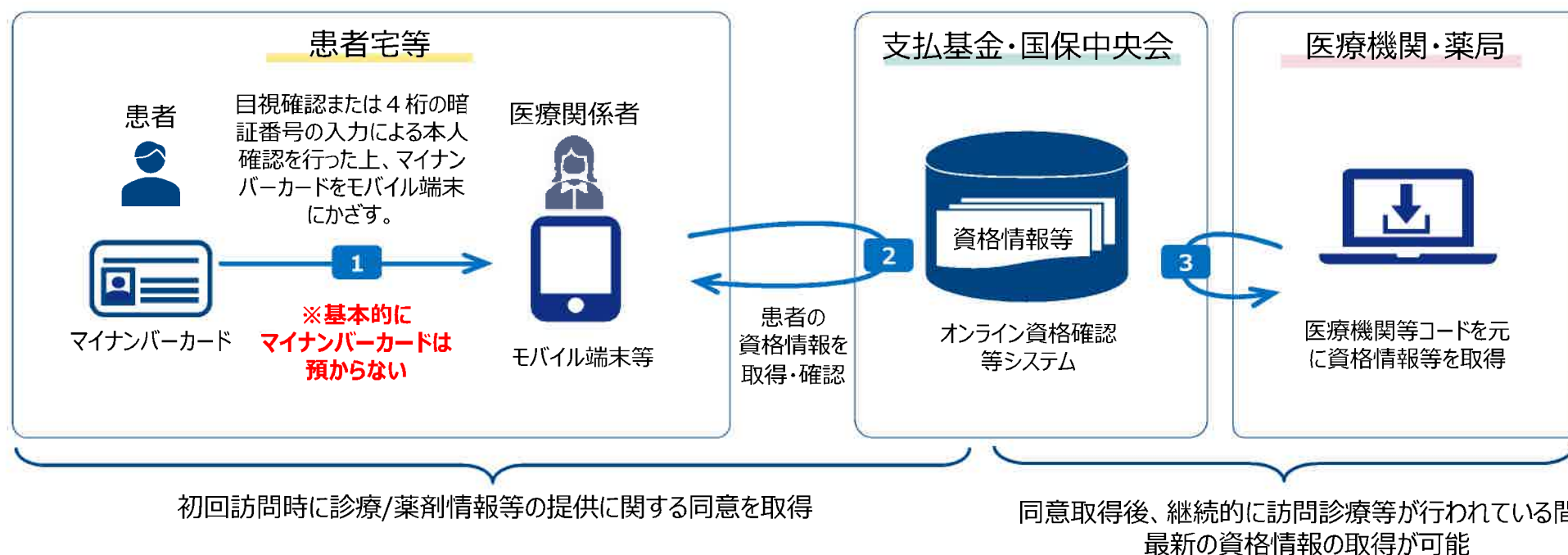
https://iryohokenjyoho.service-now.com/csm?id=kb_article_view&sysparm_article=KB0010117

以上

訪問診療等におけるオンライン資格確認の概要

訪問診療等におけるオンライン資格確認の仕組み（居宅同意取得型）では

- ・ モバイル端末等によるオンライン資格確認が可能となり、患者宅等でも保険資格を確認できるようになりました。
- ・ 2回目以降の訪問においては、当該医療機関等との継続的な関係のもと訪問診療等が行われている間、医療機関等において再照会機能を活用した資格確認を行うとともに、薬剤情報等については、初回時の患者の同意に基づき取得可能です。



※ 2回目以降は、医療機関・薬局にて、初回訪問時に取得した被保険者証番号等を用いた資格情報等の照会も可能です。

※ 初回訪問時にマイナンバーカードによる本人確認を行い同意取得を確認します。2回目以降は、初回時の同意に基づき診療/薬剤情報等について閲覧可能です。

※ 往診においては、訪問の都度、資格確認を行うとともに、薬剤情報等の提供に係る同意取得を行うこととなります。

※ 生活保護の医療扶助における医療券情報も閲覧対象となります。詳細は以下リンクからご確認ください。

[医療扶助の導入・運用方法](#)

訪問診療等における医療機関・薬局に対する財政支援 (地域診療情報連携推進費補助金)

1. 事業内容

- 医療機関・薬局における居宅同意取得型の利用に必要な以下の費用を支援する。
 - ① 患者宅等でのマイナンバーカードの読取や資格確認等のためのモバイル端末等の導入
 - ② レセプトコンピュータの改修等

2. 補助内容

	補助率	補助限度額 (訪問診療・訪問服薬指導等)
病院	1 / 2	41.1万円 事業額上限82.2万円
大型チェーン薬局	1 / 2	8.5万円 事業額上限17.1万円
診療所・薬局	3 / 4	12.8万円 事業額上限17.1万円

※ 事業額上限は、モバイル端末：4.1万円、レセプトコンピュータの改修等：78.1万円（病院）／13万円（診療所・薬局）

3. 補助金の申請期限

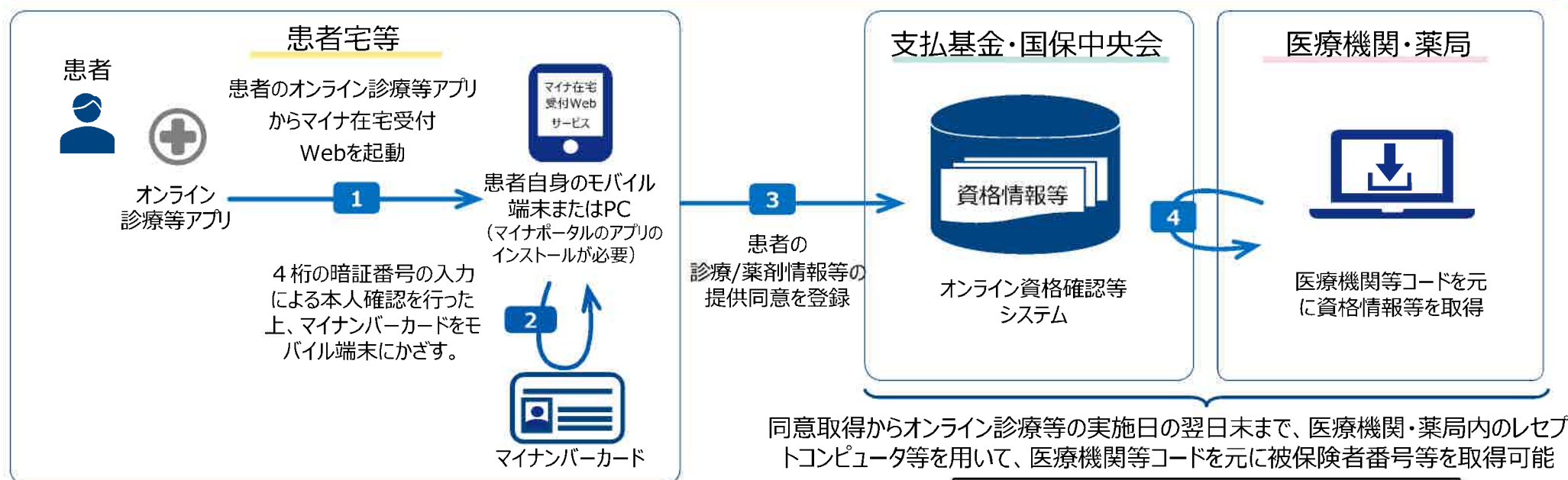
- 令和8年1月31日まで

※ 訪問診療等とオンライン診療等の両方を導入した場合は、両方の財政支援をご活用いただけます。

オンライン診療等におけるオンライン資格確認の概要

オンライン診療等におけるオンライン資格確認の仕組み（居宅同意取得型）では

- マイナンバーカードを利用して患者自身のモバイル端末等やPCを用いて、マイナ在宅受付Webを通じて資格情報等を取得することができます。
- マイナンバーカードを活用して情報閲覧の同意を患者から取得すると、医療機関・薬局内では同意取得時からオンライン診療等の実施日の翌日末まで診療/薬剤情報・特定健診情報の取得が可能となりました。



※ 生活保護の医療扶助における医療券情報も閲覧対象となります。
詳細は以下リンクからご確認ください。
[医療扶助の導入・運用方法](#)

医療機関・薬局にて取得可能な情報例

- 氏名、性別、生年月日、住所
- 被保険者証区分
- 被保険者記号番号/枝番/証区分
- 被保険者証有効開始/終了年月日
- 保険者名称
- 負担割合情報

オンライン診療等における医療機関・薬局に対する財政支援 (地域診療情報連携推進費補助金)

1. 事業内容

- 医療機関・薬局における居宅同意取得型の利用に必要な以下の費用を支援する。
 - レセプトコンピュータの改修等

2. 補助内容

	補助率	補助限度額 (オンライン診療・オンライン服薬指導)
病院	1 / 2	39万円 ※事業額上限78.1万円
大型チェーン薬局	1 / 2	6.5万円 ※事業額上限13万円
診療所・薬局	3 / 4	9.7万円 ※事業額上限13万円

※ 事業額上限は、レセプトコンピュータの改修等：78.1万円（病院）／13万円（診療所・薬局）

3. 補助金の申請期限

- 令和8年1月31日まで

※ 訪問診療等とオンライン診療等の両方を導入した場合は、両方の財政支援をご活用いただけます。

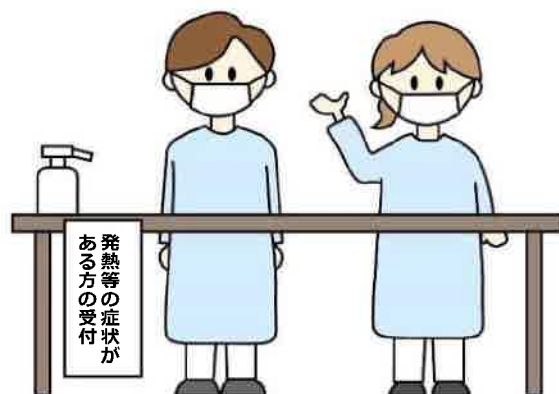
※ オンライン診療等と通常とは異なる動線（機器故障時等を含む）は同様のシステムとなるため、いずれかでシステム改修を行っている場合は追加での改修は不要であり、追加での補助対象となりません。

外来診療等（通常とは異なる動線・機器故障時等）におけるオンライン資格確認

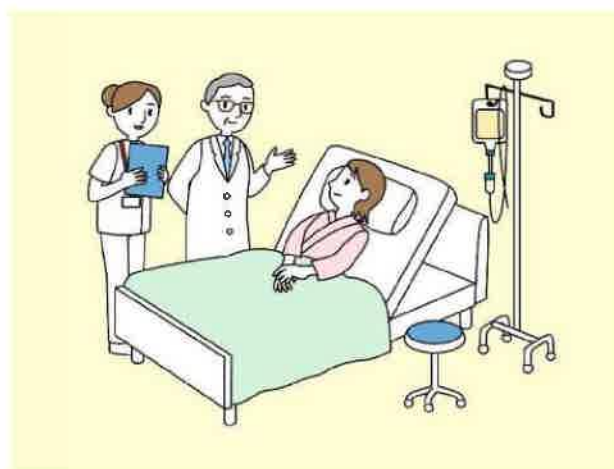
通常とは異なる動線で資格確認を行う必要がある場合や、機器（顔認証付きカードリーダー）故障時や、車いす等の利用者や高齢者・障害者など、顔認証付きカードリーダーの操作が困難な場合等には、モバイル端末等を活用することでオンライン資格確認が可能になります。

通常とは異なる動線の主な利用用途としては以下のケースが考えられます。

①発熱や風邪症状のある患者に対して、通常とは異なる動線で資格確認を行うケース



②緊急入院により受付窓口で資格確認を行わずに入院した場合の資格確認を病室において実施するケース



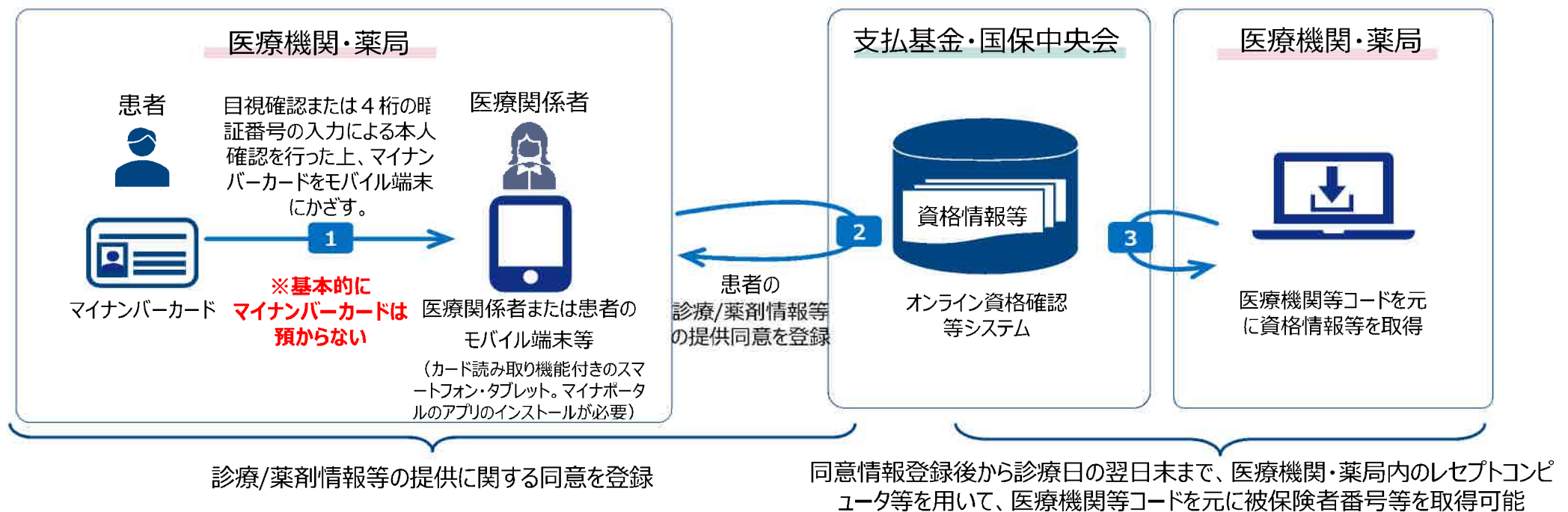
③車内に患者がいる状態で診療や服薬指導等を実施するドライブスルー方式の運用を行っているケース



外来診療等（通常とは異なる動線・機器故障時等）におけるオンライン資格確認

外来診療等（通常とは異なる動線・機器故障時等）におけるオンライン資格確認の仕組みでは

- ・ マイナンバーカードとモバイル端末等を用いることで、資格情報等の取得が可能となります。
- ・ マイナンバーカードを活用して情報閲覧の同意を患者から取得すると、医療機関・薬局内では同意情報登録後から診療日の翌日末まで診療/薬剤情報・特定健診情報の取得が可能となりました。



※ 生活保護の医療扶助における医療券情報も閲覧対象となります。
詳細は以下リンクからご確認ください。
[医療扶助の導入・運用方法](#)

レセプトコンピュータ等にて取得可能な情報例

- ・ 氏名、性別、生年月日、住所
- ・ 被保険者証区分
- ・ 被保険者記号番号/枝番/証区分
- ・ 被保険者証有効開始/終了年月日
- ・ 保険者名称
- ・ 負担割合情報

居宅同意取得型の資格確認を行う医療機関・薬局に対する財政支援 (地域診療情報連携推進費補助金)

1. 事業内容

- 医療機関・薬局における居宅同意取得型の利用に必要な以下の費用を支援する。
 - ① 顔認証付きカードリーダーの故障時等にマイナンバーカードの読取や資格確認等のためのモバイル端末等の導入
 - ② レセプトコンピュータの改修

2. 補助内容

	補助率	補助限度額 (居宅同意取得型で資格確認を行う 医療機関・薬局)
病院	1 / 2	41.1万円 事業額上限82.2万円
大型チェーン薬局	1 / 2	8.5万円 事業額上限17.1万円
診療所・薬局	3 / 4	12.8万円 事業額上限17.1万円

※ 事業額上限は、モバイル端末：4.1万円、レセプトコンピュータの改修：78.1万円（病院）／13万円（診療所・薬局）

3. 補助金の申請期限

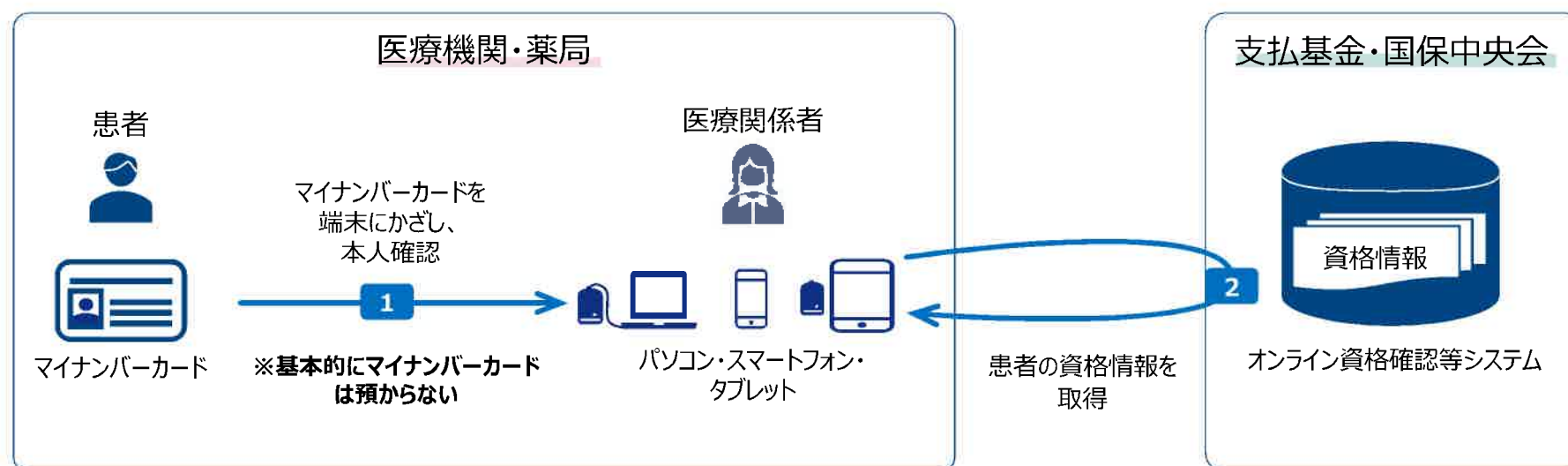
- 令和8年1月31日まで

※ 既に通常とは異なる動線での居宅同意取得型の利用について補助を受けている医療機関等は、追加の改修を行わなくても、機器故障時等において居宅同意取得型の利用が可能であり、追加での補助対象となりません。

オンライン資格確認義務化対象外の医療機関・薬局における オンライン資格確認（資格確認限定型：簡素な資格確認の仕組み）の概要

オンライン資格確認（資格確認限定型：簡素な資格確認の仕組み）とは、マイナンバーカードを用いて 利用者の資格情報のみを取得できる仕組みです（利用者の診療情報等は取得しません）。

実施機関が配信する専用のアプリ（マイナ資格確認アプリ）を、事前に利用申請したパソコンやスマートフォン、タブレットに登録（インストール）していただき、必要に応じて市販の汎用カードリーダーと組み合わせることにより、**マイナンバーカードを読み取ってオンライン資格確認を行うことが可能**となります。



オンライン資格確認の義務化対象外施設における保険資格確認の方法について

- 令和7年（2025年）12月1日で従来の健康保険証の有効期限が満了し、マイナンバーカードを健康保険証として利用すること（以下「マイナ保険証」という。）を基本とする仕組みに移行しました。
- これからの医療機関等の窓口での取扱いとしては、以下のとおりです。
 - ✓ オンライン資格確認を未導入の場合は、マイナ保険証のみでは資格情報の確認ができないため、利用者には「マイナポータル画面（医療保険の資格情報）」又は「資格情報のお知らせ」をあわせて提示いただく必要があります。
 - ✓ 一方、オンライン資格確認（資格確認限定型：簡素な資格確認の仕組み）を導入済みの場合は、マイナ保険証のみで資格情報を確認できるという点も踏まえ、ぜひ導入をご検討ください。

オンライン資格確認 未導入の場合

資格確認書

資格確認書	有効期限 XXXX
氏名	山田太郎
負担割合	3割
保険者名	●●●

マイナポータル画面 資格情報のお知らせ

※マイナポータルからダウンロードしたPDFファイルも可

医療保険の 資格情報	
保険者名	●●組合
負担割合	3割
氏名	山田花子

資格情報のお知らせ

●●組合
氏名 山田花子
負担割合 3割
受診の際 マイナ保険証が必要

オンライン資格確認（資格確認限定型）導入済の場合

資格確認書

資格確認書	有効期限 XXXX
氏名	山田太郎
負担割合	3割
保険者名	●●●

マイナ保険証



※何らかの事情でオンライン資格確認を行えなかった場合、
「マイナポータル画面（PDF含む）+マイナンバーカード」
または「資格情報のお知らせ+マイナンバーカード」で
資格確認を実施

オンライン資格確認（資格確認限定型：簡素な資格確認の仕組み） に対する財政支援（地域診療情報連携推進費補助金）

1. 事業内容

- オンライン資格確認（資格確認限定型：簡素な資格確認の仕組み）に必要な機器（パソコン等に接続する汎用カードリーダー、タブレット・スマホ等のモバイル端末等の機器）の導入を支援する。

2. 補助内容

- 補助額は最大3.1万円（事業費に対し3 / 4 の補助）

3. 補助金の申請期限

- 令和8年1月31日まで

補助金の申請には、「医療機関等向け総合ポータルサイト」にアカウント登録と申請が必要。

※ 対象の機種については、以下の「（更新）【お知らせ】マイナ資格確認アプリを利用する際に必要な機器について」をご確認ください。
[（更新）【お知らせ】マイナ資格確認アプリを利用する際に必要な機器について](#)（クリックでポータルサイト掲載記事へ）